

平成20年12月12日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹事長 大野 ゆきお

政務調査会長 松田 一成

### 緊急経済・雇用対策の申し入れ

米国発の世界的な金融危機が、県内の中小企業にも大きな影響を与えている。年末・年度末を迎えて中小企業をはじめ資金需要が急速に高まっている中、資金調達の困窮や受注量の大幅な減少など中小企業にとって危機的な状況である。また、雇用環境もリストラや内定取り消しが進むなど不安な状況である。

このような緊急事態を踏まえ、県において、事業の創出や前倒しなど、速やかな対応が求められている。

よって、知事におかれては、国の動向を踏まえ関係部局を中心とした兵庫県緊急経済雇用対策本部（仮称）の設置をはじめ、速やかに下記の対策を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 緊急経済対策の体制整備
  - (1) 兵庫県緊急経済雇用対策本部（仮称）を設置すること。
- 2 緊急経済対策事業の創出
  - (1) 雇用創出のための経済対策事業の創出（公共事業の前倒し発注等）すること。
- 3 緊急雇用対策事業の推進
  - (1) 兵庫労働局と連携して、県下における内定取り消し、リストラの実態を把握すること。
  - (2) 内定取り消し及びリストラの対象者に対する相談窓口体制を充実すること。
  - (3) リストラ対象者への生活・住居等の支援を検討すること。
  - (4) 失業者に対する雇用の受皿として福祉施設等への雇用拡大など、支援を図ること。
- 4 緊急保証制度事業の迅速・円滑な実行体制
  - (1) 年末・年度末を迎える中小企業の資金需要に十分対応すること。
  - (2) 既実行融資返済に滞納等があっても、経営実態を考慮する等、柔軟な対応を指導すること。
  - (3) 県下中小企業の緊急保証制度の利用実態について、経済団体等と連携して的確に把握すること。